

キャリアアップ助成金

Q：雇用の安定・確保のため、非正規労働者のキャリアアップに役立つ助成金の活用を検討しています。比較的利用し易いものを教えてください。

A：助成金活用により人材確保

(はじめに)

キャリアアップ助成金は、非正規雇用労働者の企業内キャリアアップ等促進を目的として各種コ-スがありますが、主なものを2つ紹介します。

1.正規雇用等転換コ-ス

制度概要

有期契約労働者(以下いずれも通算雇用期間6か月以上)・無期雇用労働者(正社員以外)・派遣労働者等の「有期契約労働者等」を正規雇用等に転換した事業主に助成金が支給されます。

申請手順及び条件

- ）まず「キャリアアップ計画」を作成し労働基準監督署に届出、認定を受ける。
- ）対象労働者の種類毎に正規雇用又は無期雇用への転換規定を就業規則に定める。
- ）申請日現在において制度適用後6か月経過、適用者に6か月分の給与支給、制度を継続しており、かつ制度適用前より基本給5%以上昇給が必要。
- ）助成金申請へ。

支給金額(中小企業の場合)

適用内容	支給対象者1人当たり支給額
有期労働から正規雇用への転換等	40万円(50万円)
有期労働から無期雇用への転換等	20万円(20万円)
無期雇用から正規雇用への転換等	25万円(30万円)

()内は平成28年3月末までに転換した場合

2.人材育成コ - ス

制度概要

有期契約労働者等に一定の職業訓練を行う事業主に、社内・社外訓練費用に対し時給800円又は研修費等10～30万円までの助成金が支給されます。

訓練の要件

）一般職業訓練（20時間以上1年以内のoff-JTのみの訓練）又は ）有期実習型訓練（off-JTとOJTの組み合わせ。実施期間3～6か月。終了時にジョブ・カード様式の職業能力評価を実施する。）であること。

対象労働者

申請者が雇用している又は新たに雇用する有期契約労働者・無期雇用労働者、紹介予定派遣労働者でキャリアコンサルタントより有期実習型訓練参加が必要と認められジョブ・カードの交付を受けた者等です。

申請手順

- ）まず「キャリアアップ計画」を作成し労働基準監督署に届出・認定。
「訓練計画届」も同様に。
- ）ジョブ・カードの交付は訓練開始前に必要。
- ）訓練計画届出の提出後6か月以内に訓練開始。
- ）訓練終了後2か月以内に支給申請します。

平成27年8月
税理士法人石井会計